

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成28年1月21日)

- 1 若年層向け選挙啓発パンフレット「政治と選挙」発行について
【地域振興課】・・・1ページ
- 2 鳥取砂丘コナン空港「空の駅」に向けた取組状況について
【交通政策課】・・・2ページ
- 3 全日本空輸(株)鳥取・米子ー東京便の夏ダイヤについて 【交通政策課】・・・6ページ
- 4 学校法人松柏学院倉吉北高等学校の現状について 【教育・学術振興課】・・・7ページ
- 5 関西広域スポーツ振興ビジョン(仮称)の策定案について
【スポーツ課】・・・10ページ
- 6 競技力向上対策事業費補助金(高等学校運動部指定強化)に係る不適切処理事案について
【スポーツ課】・・・13ページ
- 7 平成27年度鳥取県日野郡連携会議の概要について
【日野振興センター】・・・14ページ

地域振興部

若年層向け選挙啓発パンフレット「政治と選挙」発行について

平成28年1月21日
地 域 振 興 課
選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙法の改正により、平成28年6月19日後に公示される国政選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられることから、近い将来選挙権を有することとなる高等学校等の生徒や若年層有権者が、政治・選挙への関心を高めるとともに、選挙の仕組みや投票率の現状、県内の選挙区や任期満了日の状況等について理解を深めていただくため、若年層向け選挙啓発パンフレット「政治と選挙」を作成しました。

1 発行部数

10,000部（平成28年1月発行）

2 掲載内容

選挙の種類、選挙権・被選挙権、任期満了日、鳥取県内の選挙区・定数、投票率の現状、投票の手順、様々な投票制度、選挙人名簿、情報の集め方、選挙運動のルール、インターネット選挙運動、政治家からの寄附禁止など

3 活用方法

県内の公立・私立高等学校3年生に配布するとともに、大学、専修学校などの教育機関等へも配布する。また、選挙管理委員会が実施する選挙出前講座においても教材として活用する。

4 発行者等

発行者 鳥取県選挙管理委員会・鳥取県明るい選挙推進協議会
編集協力 鳥取県教育委員会

【参考】県選管による選挙出前講座の実施状況（H28.1.21現在）

	実施済	実施予定	計
大 学	2	0	2
高等学校	20	3	23
中 学 校	1	0	1
小 学 校	1	0	1
特別支援学校	1	4	5
計	25	7	32

鳥取砂丘コナン空港「空の駅」に向けた取組状況について

平成 28 年 1 月 21 日
交 通 政 策 課
空 港 港 湾 課
ま ん が 王 国 官 房

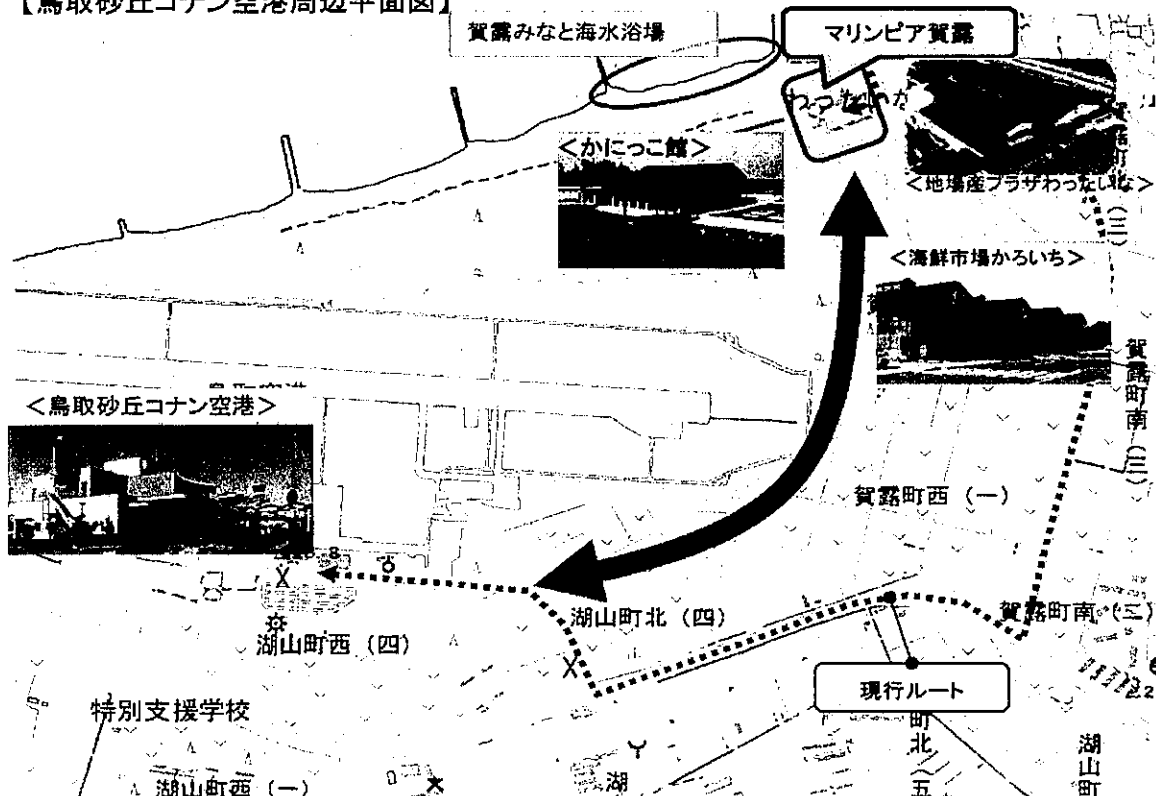
鳥取砂丘コナン空港の「空の駅」化については、これまで空港を核とした賑わいや「人・もの・情報」の交流の活発化に向けた調査を行うとともに、空港関係者や地元自治会、学生等との意見交換を行いながら検討を進めてきているところです。

その中で鳥取空港と鳥取港を結ぶ二次交通の試験運行や連絡道路の検討、情報発信機能の強化や愛称化にふさわしい空港装飾など、優先して整備等が必要なものについては既に実施しているところですが、引き続き、交流創出のための地域の拠点として空港を中心とした一定の範囲を更に魅力あるものとし、空港利用者だけでなく一般の観光客等も含めて航空便・空港施設の更なる利用促進と交流人口の拡大等を図る取り組みを推進していきます。

1 基本的な考え方

- ① 鳥取砂丘コナン空港を「空の駅」、鳥取港を「海の駅」として位置づけ、空港利用圏域内の集客施設も含めた連携の強化
⇒ 両港の魅力発信、両港を結ぶアクセスルートや二次交通を強化
- ② 鳥取砂丘コナン空港の更なる利用促進に向けた、国内線ターミナル及び国際会館の連携・利活用の向上
⇒ 空港施設の一体化を進め、飲食・物販施設をはじめとするターミナル機能の強化と賑わい創出を充実。
- ③ 鳥取砂丘コナン空港を核とした周遊観光地等への移動手段の実態を踏まえた二次交通等の利便性向上
⇒ 空港を核とする二次交通と空港アクセスの充実。
- ④ 愛称化を踏まえた各施策との連携
⇒ 空港施設内や空港周辺のコナン装飾等による魅力づくりによる空港利用者の増加や観光地・観光資源等のアピール。

【鳥取砂丘コナン空港周辺平面図】



2 これまでの取組状況

(1) 鳥取砂丘コナン空港と鳥取港との連携強化

- ① 鳥取砂丘コナン空港と鳥取港をつなぐ連絡道路の整備
⇒ 平成 27 年度は道路整備に向けた詳細設計を実施。平成 28 年度は用地測量や関係機関との協議等を推進し、一部区間において工事着手を予定。
- ② 両港を結ぶ「鳥取砂丘コナン空港周遊バス」の試験運行（平成 27 年 4 月 18 日から平成 28 年 3 月 27 日までの土日祝日）
⇒ 利用実績（12 月末時点）：1,934 人

(2) 空港施設の利活用向上

- ① 空港施設案内機能の強化
二次交通や観光・空港施設の案内、外国通貨両替業務や外国人旅行者等に対応可能なスタッフを配置（平成 27 年 8 月から平成 28 年 3 月末までの土日祝日及びチャーター就航時）※外貨両替は平日も実施
⇒ 案内件数：924 件、外貨両替件数：13 件（12 月末まで）
※米ドル、ユーロ、中国元、台湾ドル、香港ドル、韓国ウォン
- ② 出店トライアル支援
大型連休や空港イベント、国際チャーター便就航時に飲食・物販の仮設店舗を設置する際の経費の一部を支援し、出店トライアルを契機とする継続的な店舗開設への働きかけ
【出店者】：すなば珈琲、コナン・クリエイション、鳥取市観光コンベンション協会、湯村温泉観光協会、空の駅女子会
- ③ 国際会館の開館時間を延長（7 月 10 日から閉館時間を午後 9 時まで延長（従前は午後 6 時まで））
⇒ 国際会館利用者数（12 月末時点）：約 47,700 人（前年同比：約 230%）
- ④ 多目的ルームの設置（平成 28 年 2 月完成予定）
外国人旅行者やサイクリストの更衣等に利用
- ⑤ 情報発信機能整備（平成 28 年 3 月完成予定）
デジタルサイネージを設置し、二次交通情報や観光情報等の情報発信機能を強化
- ⑥ 空港駐車場の拡張（平成 28 年 3 月完成予定）
142 台分を増設し、665 台分の駐車場を確保

(3) 二次交通等の整備

- ①（再掲）鳥取砂丘コナン空港周遊バスの試験運行（平成 27 年 4 月 18 日から平成 28 年 3 月 27 日までの土日祝日）
⇒ 利用実績（12 月末時点）：1,934 人
- ② 鳥取中部二次交通ループバスの試験運行（平成 27 年 4 月 29 日から平成 27 年 11 月 23 日までの土日祝日、夏休み）
⇒ 利用実績：約 7,500 人
- ③ 空港連絡バス（倉吉方面）を北栄町青山剛昌ふるさと館まで延伸運行（平成 27 年 5 月 18 日から）
- ④ 空港レンタカー利用助成（空港愛称化キャンペーン：平成 28 年 3 月末まで）
⇒ 利用実績（12 月末時点）：438 台

(4) 愛称化に伴う空港装飾等

コナン装飾整備や空港内周遊性向上に取り組み、12 月 5 日に空港装飾グランドオープンを実施



- ① 謎解きイベント「鳥取砂丘コナン空港ミステリー 黄金の二十世紀梨を追い」を土・日、祝日に実施中（12月5日から）
⇒ 参加者数：約1,100人（1月11日時点）
- ② 空港連絡バスヘラッピング実施（平成27年5月18日から）



- ③ 愛称化に伴う道路標識等の変更やPR看板を設置
- ④ 空港PR映像(空港オリジナル映像、海外プロモーション向け映像)の作成
空港オリジナル映像は国際会館内で放映中（12月5日から）、海外プロモーション向け映像は平成28年3月完成予定
- ⑤ 記念撮影用ARアプリの作成・設置（平成28年3月完成予定）

3 今後進めていく取組

これまでの取組の検討・検証結果をもとに以下の取組を更に進めていく。

(1) 鳥取空港と鳥取港との連携強化

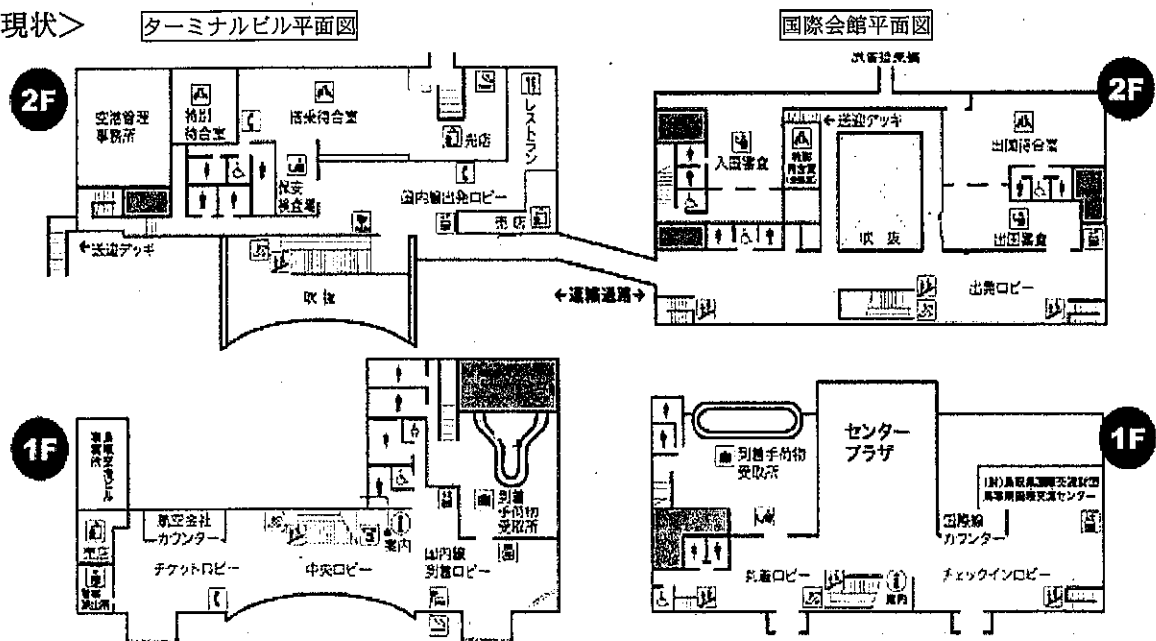
- ① 両港を結ぶ二次交通手段の確保と連絡道路への機能付加（多様な移動手段、空港ならではの眺望体験など）の検討
- ② 両港の情報発信と相互利用の促進など交流人口の更なる拡大に向けた取組

(2) 空港施設の利活用策

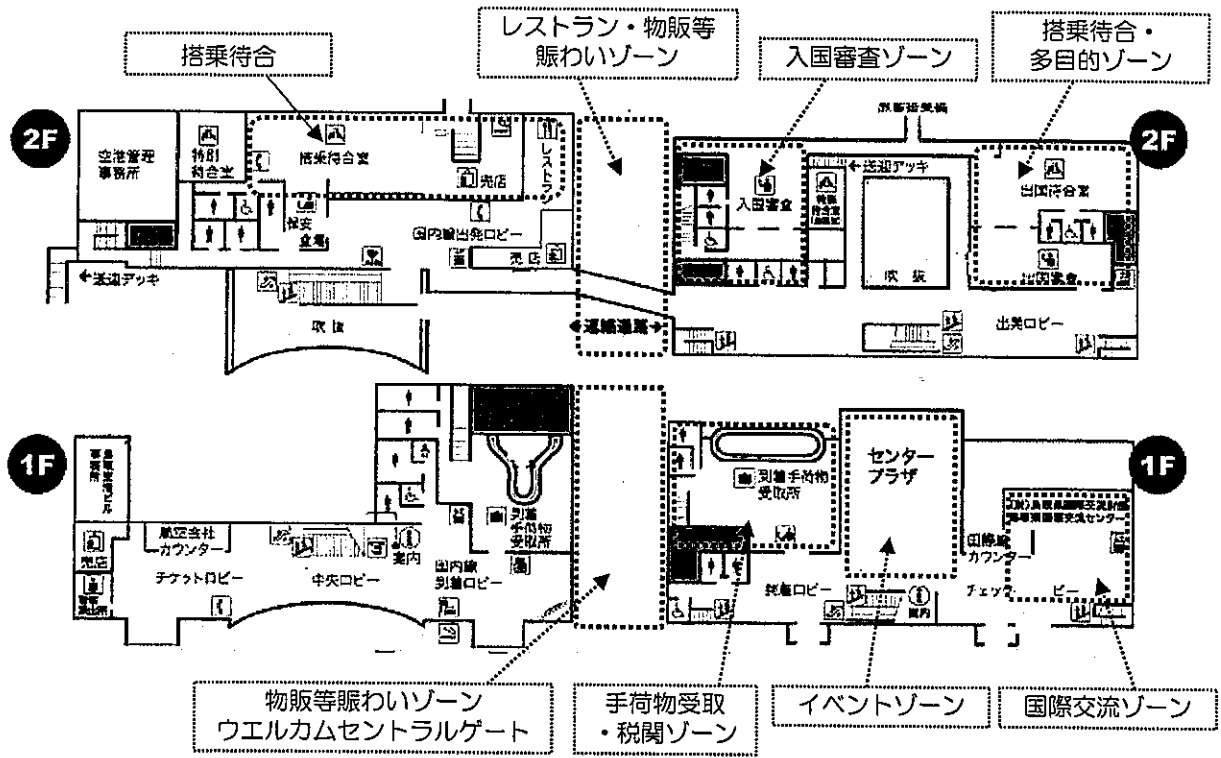
国内ターミナルビルと国際会館の一体化の検討

空港機能や情報発信機能の強化、飲食・物販等の充実、施設の利活用策などを一体化整備に向けた検討を進めていく。

<現状>



<一体化構想のイメージ>



※ 搭乗者 42 万人／年、県内・観光地等からの集客 10 万人／年を想定
 ※ 空港関係者や地元自治会等との意見交換を踏まえた一体化構想のイメージ

(3) 二次交通等の整備

- ① 周遊バス等試験運行結果を踏まえたアクセス交通の検討
- ② 空港内サイクルステーション整備や自転車ルート of 整備検討 (周遊観光への活用)

(4) 愛称化による空港装飾等

空港内で話題性のあるイベントを開催

全日本空輸(株)鳥取・米子ー東京便の夏ダイヤについて

平成 28 年 1 月 21 日
交通政策課

次のとおり、県内 2 空港の全日本空輸(株)鳥取ー東京便、米子ー東京便の夏ダイヤ (28 年 3 月 27 日から 28 年 10 月 29 日まで) が決定しました。

なお、鳥取砂丘コナン空港は、国土交通省の羽田発着政策コンテスト枠により、4 便から 1 便増便した 5 便が継続となりました。

また、米子鬼太郎空港は、5 便から 1 便増便して 6 便になったことに加え、3/27-5/31、10/1-29 の期間は 7 便化されます。

1 鳥取砂丘コナン空港

(1) 夏ダイヤ

■鳥取→東京

便名	出発	到着
292	7:05	8:20
294	8:45	10:00
296	11:55	13:15
1102	14:55	16:10
298	18:35	19:55

■東京→鳥取

便名	出発	到着
293	6:40	7:55
295	9:45	11:00
1101	13:00	14:15
297	16:40	17:55
299	19:15	20:30

← 1 便増便
(政策コン
テスト枠)

(注) 5/1-31、7/1-31、9/1-30 は、293 便の時間が東京発 6:55→鳥取着 8:10 に変更されます。

(2) 利用状況 (27 年 4 月～12 月)

利用者数 287,547 人、利用率 64.4% (26 年 4 月～12 月 : 利用者数 264,776 人、利用率 59.9%)

2 米子鬼太郎空港

(1) 夏ダイヤ

■米子→東京

便名	出発	到着
382	7:20	8:40
384	8:45	10:05
386	11:35	13:00
1088	14:30	15:55
1090	16:30	18:00
388	17:40	19:10
390	20:50	22:15

■東京→米子

便名	出発	到着
381	6:55	8:10
383	9:35	10:55
1087	12:35	13:55
1089	14:00	15:20
385	15:40	17:00
387	18:25	19:45
389	20:05	21:25

← 1 便増便
← 期間限定増
便

(注 1) 1089 便及び 1090 便は、3/27-5/31、10/1-29 の期間増便されます。

(注 2) 7/1-8/31 は、382 便の時間が米子発 7:15→東京着 8:35 に変更され、6/1-9/30 は、385 便の時間が東京発 15:10→米子着 16:30 に、388 便の時間が米子発 17:30→東京着 19:00 に変更されます。

(2) 利用状況 (27 年 4 月～12 月)

利用者数 421,410 人、利用率 73.7% (26 年 4 月～12 月 : 利用者数 376,904 人、利用率 66.7%)

3 今後の利用促進の取組

- ・航空会社及び旅行会社と連携した各種旅行商品の造成、PR
- ・賑わいや交流を創出する「空の駅」化の推進
- ・懇話会による利用促進活動

<参考>国土交通省の羽田発着枠政策コンテストの評価結果 (12 月 22 日発表)

鳥取県 B 評価 (6 名の審査員中、A 評価 2 名、B 評価 4 名) …2 年間継続
 (島根県 B 評価 (6 名の審査員中、A 評価 1 名、B 評価 5 名) …2 年間継続
 山形県 A 評価 (6 名の審査員中、A 評価 6 名) …3 年間継続)

学校法人松柏学院倉吉北高等学校の現状について

平成 28 年 1 月 21 日
教育・学術振興課

1. 近年の学校運営の状況

(1) 経営状況

23 年度以降入学生が減少しており、24 年度から資金収支の赤字が発生
27 年度の決算見込みは、26 年度とほぼ同様の額の資金赤字

① 生徒数（1 年生）の推移（各年度 5 月 1 日）

年度	募集定員		21	22	23	24	25	26	27
	22～	26～							
普通科	151	140	162	144	119	93	113	79	127
調理科	24	25	—	22	20	24	9	9	17
計	175	165	162	166	139	117	122	88	144

注 1) 26 年 4 月新入生減少の要因は、授業料免除の対象者である主に県外からの特待生の受入れを大幅に減らしたため。

注 2) 27 年 4 月新入生増加の要因は、中部の県立高校の倍率が高くなったこと等によるもの。

② 過去 4 年間の決算状況（資金収支ベース）（単位：千円）

年 度	23	24	25	26
収 入 ①	643,531	513,566	584,506	343,120
支 出 ②	627,969	516,382	620,239	375,358
差引 ①－②	15,562	△2,816	△35,733	△32,238
現預金期末残高	175,829	173,013	137,281	105,043
長期借入金残高	244,796	230,348	245,995	231,447

注) 25 年度までの決算には、社会保険料本人負担などの預り金を含む。

(2) 労使間の訴訟の状況

① 学校法人から教職員 5 名に対する不当利得返還事件訴訟（平成 27 年 8 月 4 日鳥取地方裁判所倉吉支部平成 27 年（ワ）第 28 号）

県の補助金監査で判明した給与規程の不備、給与事務の誤りにより教職員に対し給与の追給・返納が行われたが、学校法人の責任により生じたことで返納義務はないとして給与の返還に応じない教職員が 5 名おり、この 5 名に対する不当利得返還訴訟を学校法人が提起。

② 未払い賃金請求事件訴訟（平成 27 年 11 月 10 日 鳥取地方裁判所倉吉支部平成 27 年（ワ）第 174 号）

教職員 29 人が学校法人に対し未払賃金約 5,350 万円の支払いを求めたもの。

ア 部活・進路指導の時間外に 200 円/時しか支給しないのは違法

：損害額 2,650 万円

25 年度まで時間外勤務手当を支払わない代わりに教員に支払われていた特別手当（給料の 4 パーセント：教育公務員に時間外の代替として支払われる教職調整額と同じ）を組合合意がないまま 2% に引き下げ、その代わりに部活進路指導に従事した際の手当 200 円/時（1 日 1,200 円を上限）を支給することとしたことに対する訴え。

イ 期末手当を労使合意がないまま引き下げたのは違法：損害額 2,530 万円

労使合意のないまま、25 年度までの年 3 か月分の期末手当を 26 年度は年 1 か月に引き下げて支給されたことによる訴え。

2. 学校法人調査、補助金検査の状況

毎年度県による学校法人調査及び運営費等の補助金に対する調査を行っているが、26、27 年度の状況は以下のとおり。

区 分	主な指摘	対応状況
補助金検査 (26. 4. 11、 26. 5. 12、 26. 5. 19)	○給与規程と実際に支給されている手当等が異なるため見直しを行うよう指導。 ⇒給与規程にない特殊勤務手当（部活動手当）を支給。 ○住居・扶養・通勤手当の支給に関する届出書等が整備されていない。 ※25年度補助金検査と同じ指摘	○給与規程等の改定を行った。 ○手当の支給に関する様式等を定め、H26. 11 末まで全職員が届出を終えた。
学校法人調査 (26. 6. 24)	○理事長の任期が到来しているにもかかわらず理事会で再任手続きが行われないうままになっていた。 ○評議員の選任に係る審議が行われていない。次の評議員会で選任のやり直しを行うよう助言。	○未だ手続きがなされていない。 ○その後開催された評議員会でも未だ選任に関する審議は行われていない。
補助金検査 (27. 4. 16)	○入試の問題作成手当が1科目5万円支払われているが、支出の根拠となる規定がない。また、支払総額しか記録されておらずどの職員にいくら支払われたか不明で源泉徴収税額の計算も行っていないので、支払った職員を特定するとともに税務署に申告するよう指導。	○未対応。
学校法人調査 (27. 7. 21)	○資産（備品含む）等を取得後、台帳管理していない。 ○H26に教育課程を変更しているが、学則変更届を県に提出していない。	○台帳整備は進んでいない。 ○未提出。

3. 倉吉北高等学校の経営改善への動き

(1) 経営改善委員会の設置

- ① 25年度に続き、26年度決算も3千万円を超える資金赤字になる見通しとなったため、27年2月に、県から金融機関に対し金融機関のノウハウを活用した経営改善への支援を要請。
- ② 27年4月、金融機関合同の経営状況聞き取りが学校法人に対し行われ、その場で経営改善委員会の設置が提案。
- ③ 27年11月20日、職員からの訴訟提起を受けて金融機関、県も出席した理事懇談会を開催し、そこで経営改善委員会立ち上げについて出席理事・監事が合意。

(2) 経営改善委員会の状況

【経営改善委員会メンバー】

区 分	委 員
学校法人松柏学院	理事、幹事代表3名
外部有識者	教育関係者2名
県（オブザーバー）	教育・学術振興課2名
金融機関（オブザーバー）	金融機関2行から各2名

① 第1回委員会（12月7日）の概要

- 外部委員候補を選定
- 経営改善に取り組むために以下の2点を早急に解決する必要があることを確認
 - ・未解決の労使紛争・訴訟の解決
 - ・理事会の活性化

② 第2回委員会（12月22日）の概要

- 理事会としての機能を発揮し経営責任を果すこと。
- 生徒を第一に考えること。
- 労使関係を正常化し生徒確保に学校一丸となって取り組むために、4月までの早期の解決を図ること。

(3) 28年1月の主な動き

① 1月5日理事会・評議員会開催

- 2月5日付けで理事長が退任する旨表明。併せて理事全員の退任の方向性が決定。
- 経営改善委員会を開催し、今後の進め方について助言を得たいと学校側委員から要請。

② 1月12日経営改善委員会

- 学校運営、特に生徒に影響が生じないように辞任時期を考えること。
- 学校OB、中部の教育関係者、公益事業を行っている者などで教育に熱意を持ってくれる方に当たっていくこと。
- 早急に保護者や中学校関係者に対する説明等を行うこと。

③ 1月12日理事会

- 新体制について議論 ⇒ 方針は未確定、引き続き検討。

関西広域スポーツ振興ビジョン（仮称）の策定案について

平成28年1月21日
ス ポ ー ツ 課

関西広域連合が策定することとしている「関西広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」について、その案がまとまりましたので報告します。

1 概要

関西ワールドマスターズゲームズ2021が開催される平成33年度末までの間に、関西広域連合として取り組むべきライフステージに応じたスポーツ振興施策とスポーツの副次的効果を明確にすることにより、一体的な取組を展開していく。

2 骨子

(1) スポーツをめぐる現状と課題

(2) 関西が目指す将来像

◆生涯スポーツの拠点「生涯スポーツ先進地域関西」

◆競技スポーツ大会の拠点「スポーツの聖地関西」

◆スポーツツーリズムの拠点「スポーツツーリズム先進地域関西」

(3) 広域課題に対する戦略

◇戦略Ⅰ 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現に向けた戦略

◇戦略Ⅱ 「スポーツの聖地関西」の実現に向けた戦略

◇戦略Ⅲ 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現に向けた戦略

(4) ビジョンの実現に向けて

関西での生涯スポーツの振興に取り組む構成府県市や関西経済同友会、スポーツ競技団体等との連携・協力を一層強化し、官民連携により、関西ワールドマスターズゲームズ2021を成功させるとともに、今後の関西のスポーツ振興の推進体制について共同で検討を進める。

3 今後の予定

平成28年1月	広域スポーツ振興ビジョン案についてパブリックコメント
平成28年1月～2月	最終案協議
平成28年3月	広域スポーツ振興ビジョン策定
平成28年3月末	「広域スポーツ振興ビジョン」推進会議設置、運営

4 経過・背景

平成27年4月1日	関西広域連合に広域スポーツ振興担当を設置
平成27年6月	関西広域連合広域計画の一部を改定し、「スポーツ振興」を加える 関西広域スポーツ振興ビジョン（仮称）の策定に着手

関西広域スポーツ振興ビジョン（仮称）概要（案）

はじめに

アジアで初となる生涯スポーツの国際総合競技大会「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の開催決定を契機とする生涯スポーツの気運の高まりを継続的なものとするため、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 が開催される平成 33 年度末までの間に、関西広域連合として取り組むべきライフステージに応じたスポーツ振興施策とスポーツの副次的効果を明確にすることにより、一体的な取組を展開していく。

1 スポーツをめぐる現状と課題

(1) 生涯スポーツの状況

- 子どもの体力は、運動する子どももしない子どもも、体力の水準が最も高かった昭和 60 年頃に比べ依然低い傾向が続いている。また、20 代から 50 代は、いずれの年代でもスポーツ実施率は減少している一方で、60 代以上においては増加しており、健康増進への意識が高くなっている。
- ライフステージに応じた効果的なアプローチが必要となる中、スポーツ参加の機会を提供する総合型地域スポーツクラブの役割が注目されているが、約 2 割の自治体で未設置である。

(2) 競技スポーツの状況

- 大規模競技大会の開催実績を有する競技施設が関西各地に整備されているが、府縣市単独では国際競技大会や総合スポーツ大会の招致が困難であることから、施設利用についての連携方策を検討する必要がある。

(3) 障害者スポーツの状況

- 障害者に対する理解、障害者スポーツに関する情報提供の促進など、障害者のスポーツ大会への参加機会の拡充方策の検討及び体育施設はもとより社会全体のバリアフリー化を促進する等の環境整備の検討が必要である。

(4) スポーツ人材の育成と活用

- スポーツ人材の育成は、各府縣市においてそれぞれ取り組んでいるものの、アスリートの育成や大規模競技大会開催に必要となるスポーツ人材を確保するため連携したシステムを検討する必要がある。

(5) 国内外のスポーツ大会の開催等の推進

- 関西ワールドマスターズゲームズ 2021、ラグビーワールドカップ 2019 の成功や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致の実現に向けて、関西全体で取り組む体制を検討する必要がある。

2 関西が目指す未来像

◆ 生涯スポーツの拠点「生涯スポーツ先進地域関西」

各府縣市間の円滑な調整力のもと、生涯スポーツの気運の高まりを持続的なものにする取組を推進し、日本の生涯スポーツの拠点となる「生涯スポーツ先進地域関西」を目指す。

◆ 競技スポーツ大会の拠点「スポーツの聖地関西」

聖地と称される競技場や発祥の地を数多く持つ関西の強みを生かし、日本の競技スポーツ大会の拠点として「スポーツの聖地関西」を目指す。

◆ スポーツツーリズムの拠点「スポーツツーリズム先進地域関西」

各府縣市の広域的連携のもと、関西における多種多様な地域観光資源とスポーツとを結びつけ、他府県からの訪問者やインバウンドの拡大を図るなど関西地域の経済活性化を推進し、「スポーツツーリズム先進地域関西」を目指す。

3 広域課題に対する戦略

◇ 戦略Ⅰ 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現に向けた戦略

- ① 子どもや子育て層のスポーツ参加機会の拡充
 - ・ スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ活動を支援
 - ・ 発育段階にある子どもたちのスポーツ障害の予防の重要性を周知する事業の検討
 - ・ 防災や子育てなど、スポーツ以外の分野にスポーツをリンクさせた新しいイベントの開催
- ② 中・高年のスポーツの振興
 - ・ 関西マスターズスポーツフェスティバル及びワールドマスターズゲームズのプレ大会等の開催を支援
- ③ 障害者スポーツの振興
 - ・ 関西ワールドマスターズゲームズ2021での障害者のスポーツ参加機会の一層の拡充
 - ・ 体育施設及び交通アクセスも含めた施設周辺地域全体のバリアフリー化の推進
- ④ 地域のスポーツ振興に向けた広域的連携による支援
 - ・ 関西圏域でのスポーツに関する意識や余暇の行動等についての統一的な実態調査の実施
 - ・ 関西マスターズスポーツフェスティバルの2021年以降の毎年度開催
 - ・ 各種のスポーツ大会の招致により、家族、職域、同窓会など様々な参加形態の創出やボランティア参加の環境を整備

◇ 戦略Ⅱ 「スポーツの聖地関西」の実現に向けた戦略

- ⑤ 国際競技大会・全国大会の招致・支援
 - ・ インバウンドの拡大が期待できる国際競技大会や事前合宿、他府県からの訪問者の拡大が期待できる全国大会等の関西各地への招致を支援し、各府県市の特性を生かせる広域的なスポーツイベントを毎年度開催、各地に整備されている大規模施設利用の連携システムを構築
- ⑥ スポーツ人材の育成
 - ・ 各府県市が連携したアスリートの育成、スポーツ指導者情報の共有化、審判などの競技役員養成講習会等の共同開催
 - ・ 国際競技大会や総合スポーツ大会の開催時にスポーツ人材を確保するための相互派遣等のシステムを構築
- ⑦ 国際競技大会等のレガシー（有形・無形の遺産）の創出に向けた検討
 - ・ 関西ワールドマスターズゲームズ2021の波及効果を最大化する取組を検討

◇ 戦略Ⅲ 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現に向けた戦略

- ⑧ 広域観光・文化振興との連携
 - ・ インバウンドをはじめとするツーリズム対策の強化を目指し、関西に集積している観光資源および文化資源を融合させた関西ブランドを理解・体験できるプログラムの創出と、関西の強みである関西各地に多数ある聖地と称される各競技場を活用した広域的なスポーツツーリズムのプログラム創出を検討
- ⑨ スポーツ関連組織とのネットワーク形成
 - ・ 企業、行政、スポーツ選手、大学等研究機関が連携し、スポーツと連動することにより発展が見込めるスポーツ関連産業の現状把握を行うとともに、産業分野と融合したスポーツの振興方策等を検討

4 ビジョンの実現に向けて

関西での生涯スポーツの振興に取り組む構成府県市や関西経済同友会、スポーツ競技団体等との連携・協力を一層強化し、官民連携により、関西ワールドマスターズゲームズ2021を成功させるとともに、今後の関西のスポーツ振興の推進体制について共同で検討を進める。

競技力向上対策事業費補助金（高等学校運動部指定強化）に係る不適切処理事案について

平成 28 年 1 月 21 日
ス ポ ー ツ 課

米子北斗高等学校のゴルフ部の競技力向上対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の用途が不適切であったことが確認され、これを認めた同校から、強化指定を受けた平成 18 年度以降に交付された本補助金を鳥取県体育協会（以下「県体協」という。）に全額返納するという申し出があり、県及び県体協は、申し出のとおり返納を受けることとしました。

また、平成 26 年度に本補助金を交付した他の学校に対し、県及び県体協が実地調査を行った結果、適切な処理が行われていることを確認しました。

1 実地調査結果

米子北斗高等学校は、平成 18 年度以降、県体協から生徒の宿泊費・プレー代として受けた本補助金を、ゴルフ部顧問の引率旅費に充当していた。引率旅費は補助対象経費ではあるが、報告書通りの用途ではなく、補助金の「目的外使用」と認められる。

県体協が平成 18 年度から平成 26 年度までに交付した本補助金の累計額は、66 万円である。

2 学校からの申し出内容

本補助金の事務処理が不適切であったと認め、平成 18 年度以降に交付を受けた本補助金 66 万円を全額返納するとともに、平成 27 年度のゴルフ部の強化指定を辞退する。

3 学校の改善策

交付された本補助金は、顧問の引率旅費の財源となっている学校全体の「クラブ後援会会計」に繰り入れていたが、今後は個別の部活動会計で管理し、生徒の強化に直接充当するよう事業計画を立て、厳格なチェック体制の下、適正に事業を執行する。

4 今後の対応（県・県体育協会）

- 高等学校長会で今回の事案を報告し、本補助金の適正な執行について注意喚起する。
- 補助対象に生徒が負担した経費が含まれている場合、生徒が本補助金を受領したことが確認できる証拠書類を添付する。
- 米子北斗高等学校ゴルフ部の強化対策については、学校の事務処理の改善状況をみて、平成 29 年以降の指定を検討する。

5 競技力向上対策事業費補助金（高等学校運動部指定強化）概要

(1) 目的 国体強化、競技力向上のため、高等学校における運動部活動を指定する。

(2) 指定基準

指定区分	指定要件	補助金額
A1	過去 5 年間の国民体育大会又はインターハイで複数年度の上位入賞実績がある運動部	180 千円
A2	過去 3 年間の国民体育大会又はインターハイで入賞実績がある運動部	120 千円
B	指導者、活動環境、部員数等の条件が整っていて、今後国民体育大会やインターハイで入賞が期待できる力を備えている運動部	90 千円
C	過去 3 年間全てにおいてインターハイまたは国民体育大会等（インターハイに種目が無い競技に限る）で出場実績のある運動部	50 千円

※平成 26 年度、米子北斗高等学校は A2 区分

(3) 補助対象経費 生徒及び指導者の強化練習や強化合宿に要する経費（旅費、会場使用料等）

平成27年度鳥取県日野郡連携会議の概要について

平成28年1月21日

日野振興センター

12月19日に「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」に基づく日野郡連携会議を開催し、日野郡3町の地域課題の解決に向け連携事業の拡充や各町の地方創生の具現化の取組の実施等について協議を行いましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成27年12月19日(土) 午後4時30分～午後5時30分
- 2 場所 江府中学校 多目的ホール
- 3 出席者 平井知事、増原日南町長、景山日野町長、竹内江府町長、ほか関係職員
- 4 概要

(1) 日野郡における鳥獣被害対策の体制強化について

深刻化する日野郡の鳥獣被害に対応するため、平成26年に日野郡鳥獣被害対策協議会を設置し、「実施隊」を中心とした取組を進める中で、農産物の被害対策支援にとどまらず地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な被害対策に対する支援を求める声が高まってきた。これに対応するため、同協議会の活動内容の拡大と実施隊の処遇改善や体制強化に向けた人材の確保を図ることとされた。

【具体的な検討内容】

- 狩猟者の関心は低い被害をもたらすタヌキ・アナグマなどの中・小型動物の捕獲、「有害捕獲員」の育成、周辺環境の整備(緩衝帯設置、里山の復活)など活動を拡大する。
- 雇用する人材の任期・給与などの処遇改善なども検討する。
- 農産物の被害対策支援にとどまらず地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な支援対策を実施するため、専門的な人材の配置などによる体制の強化を図る。

<これまでの取組>

「実施隊」(地域おこし協力隊など任期付きの職員4名で構成)を中心とした、侵入防止指導・啓発、生息状況調査、狩猟指導等、地域が一体となった鳥獣対策の定着に向けた活動。

(2) 連携施策の取組状況について

余剰野菜と農産物直売所を結びつける手法、休耕田を利用した川エビ飼育の実証実験などの新たなアイデアを試験的に実施するための仕組みづくり(検討実施体制・助成)や、移住者の満足度向上を目的としたネットワーク化に向けた意見交換会の開催によるコミュニケーションの充実の取組等についての報告が行われ、今後の取組に関する意見交換を行った。

<主な意見>

- ・農林業に限らず良いアイデアはまずやってみることが大切であり、磨けばどんどん光っていくはずである。
- ・移住者のネットワークがうまく機能しているところは、加速度的に移住者が増えていく。ネットワーク化にはある程度ロットがないと難しいので日野郡くらいの単位がちょうどよく、農林業を中心に話も合うのではないかと。

「鳥取県日野郡連携会議」の概要

県と3町が、日野郡の区域における行政サービスの維持・向上や効率的な行財政運営の促進等を目的に締結した「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」に基づき設ける協議の場

「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」

(1) 協約発効年月日 平成27年7月1日 (締結:平成27年6月27日)

(2) 協約根拠 地方自治法第252条の2の規定に基づく「連携協約」

(3) 主な取組内容

- ・安心・安全の確保((障がい者雇用、母子保健、有害鳥獣対策など)
- ・雇用創造、産業振興、観光振興(移住定住・子育て支援、農林業振興など)
- ・地域活性化、行政機能・住民サービスの向上(専門人材の確保・行政情報の共同発信など)